



2020年 6月22日
第185号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第37号

「労働安全衛生法に基づく適正な運用を求める」申し入れ 団体交渉実施!! (6月18日) その1

1. 安全衛生委員会の開催状況を示すこと。また、安全衛生委員会の審議事項を具体的に示し、労働安全衛生法に基づき納得いくまで審議すること。

回答) 関係法令等に則り取り扱っている。

組合) 問題意識は、この間も安全衛生委員会について議論をしている。安全衛生委員会の開催がばらついている。安全衛生委員会の重要性をどう考えているのか。

会社) 安全衛生委員会は、法令に則って設置しており、適正な運営をおり真摯な議論を行っている。

組合) 横浜支社内の50名以上で、安全衛生委員会を開催している箇所と開催状況はどのようになっているか。

会社) 川崎駅・武蔵小杉駅・川崎運輸区・鶴見線営業所・横浜駅・東神奈川駅・町田駅・横浜運輸区
相模原運輸区・横浜土木技術センター・横浜電力技術センター・横浜信号通信技術センター・大船駅
大船運輸区・鎌倉車両センター・小田原駅・茅ヶ崎運輸区・国府津運輸区・国府津車両センター
熱海運輸区・横浜支社の21箇所で、毎月定例的に開催されていると報告されている。

組合) 安全衛生委員会での審議事項は

会社) ①危険及び健康障害の防止するための基本となるべき対策に関すること。

②健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

③労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関わるものに関すること。

④安全及び衛生に関する規程の作成に関すること。

⑤危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち安全及び衛生に関わるものに関すること。

⑥安全及び衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

⑦安全及び衛生教育の実施計画の作成に関すること。

⑧化学物質による有害性の調査ならびにその結果に対する対策の樹立に関すること。

⑨作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。

⑩健康診断等の結果ならびにその結果の評価に対する樹立に関すること。

⑪社員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。

⑫長時間にわたる労働による社員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

⑬社員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

⑭労働基準監督署長等から文章により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、社員の危険、健康障害の防止に関すること。

⑮各前号にあげるものの他危険及び障害の防止ならびに健康の保持増進に関する重要事項に関すること。の15項目になる。審議事項の15項目に当てはまらない事項は、これまでも現場長の判断で議論を行わないこともある。

組合) 審議の内容は、承知した。相模原運輸区では一方的に審議しないとされている。このように丁寧に審議内容の説明があれば現場も納得する。丁寧に対応してほしい。

2. 相模原運輸区的安全衛生委員会が4月・5月に開催されなかった理由を明らかにすること。

回答) 新型コロナウイルス感染防止の観点から延期したものである。

組合) コロナウイルス感染防止の観点から、安全衛生委員会の開催についてどう指示したのか。

会社) 支社として厚生労働省からの弾力的な運営を受けて、会社として安全衛生委員会の延期を判断しようとしていたが、各区所の判断で開催するように指示をした。相模原運輸区が4月・5月に安全衛生委員会を開催しなかったのは、分会長と相談して現場長の判断で延期としている。6月の安全衛生委員会で、延期となっていた審議も含めて審議すると聞いている。

その2に続く